

第 2 章 計画の概要

1 計画の性格と期間

1 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「小郡市男女共同参画に向けての市民意識調査」の結果や、小郡市男女共同参画社会推進審議会からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた小郡市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。
 - ・「男女共同参画社会基本法^{※8}」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)^{※11}第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- (3) 本計画の策定にあたっては、国や福岡県の関連計画を踏まえた上で、第5次小郡市総合振興計画との整合性を図っています。

2 計画の期間

- (1) 計画期間は、平成26(2014)年度から平成35(2023)年度までの10年間とします。
 計画期間の中間点である平成30(2018)年度に進捗状況を把握し、計画の見直しを行います。
 また、大幅な社会情勢の変化等に対応して、適宜、見直しを行います。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第2次小郡市男女共同参画計画【本計画期間】									
				計画の 見直し					

2 計画の基本理念、基本目標及び施策体系

1 基本理念

私たちは、一人ひとりが尊重され、性別や生まれなどに関わらず人間として幸せに生きる権利を持っています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識^{*3}やそれに基づく慣行などが今も残っており、それらが男女共同参画の推進を妨げていることも事実です。

これらを踏まえ、「小郡市男女共同参画推進条例」では、その前文で“男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を制定する”と明らかにしています。

この条例は、小郡市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、本計画の基本理念においても、条例に示した6つの基本理念に基づくものとします。

「小郡市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別によって差別されることなく、能力を発揮する機会を確保されること、男女の人権が尊重されること。

②社会の制度や慣行についての配慮

男女が社会のどのような分野で活動するときにも、固定的な性別役割分担意識にとられず、自らの意思と責任の下に活動を選択できるよう配慮されること。

③政策等の立案・決定への参画

市の政策や企業や団体の方針の立案や決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

④家庭生活と他の活動の両立

家族が、お互いの協力と社会の支援によって、家事や子育て、介護などの家庭生活の活動と仕事や地域活動などの社会活動が両立できること。

⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

対等な関係の下で、お互いの性や生殖に関して理解を深め、生涯を通じて安全な環境の下で健康的な生活を営む権利があること。

⑥国際的協調

男女共同参画は、国際的な取り組みの一環であるので、国際的な取り組みと協調して行うこと。

さらに、上記の基本理念のもと、本計画では市民との協働によって男女共同参画を進めていくことが重要であるとの考えから、今後 10 年間の計画期間において以下のように将来像を設定し、その実現をめざします。

【将来像】

一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち おごおり

2 基本目標

本計画では、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき5つの基本目標を次のように定めます。

基本目標1 男女共同参画社会のための意識づくり

家庭や地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識^{※3}にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や教育・学習機会を通じて、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際交流及び教育などの国際理解を推進し、国際的視野を持った男女共同参画の推進を図ります。

条例の基本理念：①男女の人権の尊重 ②社会の制度や慣行についての配慮 ⑥国際的協調

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※10} やセクシュアル・ハラスメント^{※7}をはじめとする、あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、人権教育・啓発の推進や暴力防止に関する啓発、被害者に対する支援体制の充実を図り、男女の人権が尊重されるまちづくりをめざします。

条例の基本理念：①男女の人権の尊重 ⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

基本目標3 ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるよう働く場における男女共同参画を推進するとともに、家庭生活と仕事や地域活動など他の活動の両立に向けて、子育て・介護にかかる支援の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。

また、ひとり親家庭をはじめとする多様な家庭が安心して暮らせるよう支援します。

条例の基本理念：②社会の制度や慣行についての配慮 ④家庭生活と他の活動の両立

基本目標4 とともに健康で安心して暮らせる環境づくり

男女が互いの身体の特徴を十分に理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性に関する正しい知識や情報の提供とともに、人生の各段階に応じた健康支援に取り組みます。また、年齢や障害の有無によって複合的に困難な状況に置かれることなく、男女がともに安心して暮らせるよう、高齢者や障害者の生活を支援します。

条例の基本理念：⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

基本目標5 とともに参画するまちづくり

さまざまな分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災などの新たな分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

条例の基本理念：③政策等の立案・決定への参画

3 施策体系

